

Weekly Accounting Review

2009年9月16日 (No.024)

株式会社 ES リサーチ

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- 会計①／「引当金に関する論点の整理」の公表について
- 会計②／「収益認識に関する論点の整理」の公表について

※今週は監査と税務のトピックは御座いません。

【先週の特別損益等 I R】

- 日本アジアグループ株式会社：のれんの一時償却
- 株式会社ウエスコ：固定資産減損損失の計上
- 株式会社CSKホールディングス：株式譲渡損失・事業整理費用の計上

【先週の会計監査人交代等 I R】

※先週は、該当 I R は御座いませんでした。

1. 「引当金に関する論点の整理」の公表について（9月8日）

企業会計基準委員会は「引当金に関する論点の整理」を公表しました。

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/summary_issue/provisions/

当該論点整理は、現在進められている会計基準のコンバージェンスプロジェクトの一環で公表されたものであります。当該論点整理の主な内容は以下の通りとなっております。

(1) 定義と範囲

当該論点整理の適用対象は負債性引当金のみに限定すべきである。なお、退職給付引当金・工事損失引当金・資産除去債務は他の基準にて規定されているため、当該基準の適用対象から除外する。

(2) 引当金の認識要件

現在の日本基準においては、①その発生が当期以前の事象に起因し、②将来の特定の費用又は損失であり、③発生可能性が高く、④その金額を合理的に見積もることが可能であることが引当金計上要件となっている。また、保証債務等の偶発債務は貸借対照表上の注記事項となっている。

これに対し、IASの改訂案は「引当金」ではなく、「非金融負債」という用語を用いることを提案しており、①負債の定義を満たしており、②当該金融負債について信頼性のある見積もりができる場合に非金融負債を認識しなければならないとしている。ここでは、発生可能性の要件は削除されており、発生に係る不確実性は認識でなく、測定に反映されることになる。

よって、負債の定義を満たさない修繕引当金・特別修繕引当金（経営者の判断により、操業停止や対象

設備の廃棄を行った場合、修繕を行う必要性はないため)等は計上ができないと考えられる。

(3) 引当金の測定

測定の基本的な考え方

現在の日本基準においては、引当金に関する測定についての基本的な考え方は明記されていない。これに対し、IASの改訂案は「期末日において現在の債務の決済又は第三者への移転のために合理的に支払う金額」によるとしている。

現在価値への割引

現在の日本基準においては、引当金に現在価値への割引が求められているか明らかではない。これに対し、IASの改訂案は現在価値への割引計算を行うことを提案している。

期待値方式

現在の日本基準においては、具体的な算定方法に関する規定はない。これに対し、IASの改訂案は期待値による測定が提案されている。

開示

現在の日本基準においては、引当金の計上基準を重要な会計方針として注記するとともに、個別上引当金明細表の開示が求められている。また、偶発債務については貸借対照表に注記することが求められる。

これに対し、IASの改訂案は認識した非金融資産は種類ごとに期末の計上価額及びその債務の性質を開示しなければならないとしている。また、不確実性に関する見積もりを使用している非金融負債については以下の項目を開示するとしている。

- ①期首及び期末未計上額の調整（当期発生額、当期決済額、時間の経過や割引率の変動による影響から生じた割引率の変動、負債の額に関するその他調整）
- ②経済的便益の流出が予想される時期
- ③これらの流出の金額又は時期に関する不確実性の内容
- ④補填を受ける権利に係る金額、当該権利について認識された資産の金額

また、IASの改訂案では、偶発債務の定義・取扱いが削除され、以前は偶発債務とされてきた大部分のものについては、今後は負債とみなされ、非金融負債として開示されるとしている。

ショート・コメント

IASBにおける直近の計画表では、2009年中に引当金に関する新たな基準の確定又は公開草案を再度公表する予定となっており、その基準又は公開草案の内容如何により、日本における引当金に関する基準へ影響が生じると考えられます。なお、当該論点整理に対するコメントの期限は11月9日までとなっております。

2. 「収益認識に関する論点の整理」の公表について（9月8日）

企業会計基準委員会は「収益認識に関する論点の整理」を公表しました。

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/summary_issue/revenue_recognition/

当該論点整理は、現在進められている会計基準のコンバージェンスプロジェクトの一環で公表されたものであります。当該論点整理の主な内容は以下の通りとなっております。

(1) 収益認識の考え方

現在の日本基準においては、収益の認識は実現主義によることが示されている。

これに対し、IFRSのディスカッション・ペーパー「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」（以下「DP」という。）においては、顧客との契約から生じる権利と義務の各期末日における残存部分をそれぞれ測定し、その差額を収益認識するとしている。

(2) 収益の測定

現在の日本基準においては、収益の額は実際に対価として受領することになる金銭その他の資産の額で測定されている。

これに対し、DPにおいては、収益は、顧客との契約から生じる権利及び義務の測定の結果として測定されるとしている。権利の測定については、DPでは特定の見解は示されていない。義務の測定については、期末日において履行義務を充足するために必要な資産の金額で行うべきとしており、当該金額は主要な要素として、見積原価・貨幣の時間価値・マージンを含んでいるとしている。当該履行義務の測定は当初取引価格（顧客対価の額）で測定することとしている。

(3) 収益認識の単位

収益認識の単位が問題となるのは、財・サービスを提供したあとも契約上製品保証や返品に応じる義務等、一定の義務が残存するような契約、ポイント等を付与する契約など、顧客との契約の中で複数の財やサービスに提供が求められる契約である。

現在の日本基準においては、一般的に定められている会計基準はないが、ソフトウェア取引実務対応報告において、ソフトウェアに関する複合取引については、契約上、金額の内訳が明らかでなくとも、管理上の適切な区分に基づき、契約上の対価を分解した金額も認められている。

これに対し、DPにおいては、履行義務が充足されるごとに対応する収益を認識することとなり、履行義務の識別単位で収益を認識する。当該履行義務の識別単位は顧客への支配の移転のタイミングが異なるごとに別個の履行義務として認識し、それに対応する収益を認識すればよいとしている。全体としての顧客対価額をそれぞれの履行義務に配分し、当該配分された収益を認識するのである。

(4) 収益認識の時期

現在の日本基準では、財の販売、サービスの提供によって実現したものに限り、収益計上を行う。

これに対し、DPにおいては契約上、顧客に提供すべき個々の財やサービスの顧客への支配の移転に着目して収益を認識することとしている。

(5) 不利な契約と判定された場合の会計処理

現在の日本基準では、工事契約から損失が見込まれる場合に、一定の要件のもとに工事損失引当金を計

上することが求められている。

これに対し、DPにおいては履行義務を当初測定し、事後の再測定を行わないとする規定の例外として、顧客との契約について不利と判定された場合に限り、履行義務を再測定し、契約損失を計上することとしている。当該顧客との契約について不利と判定されるための規準は、履行義務を充足するための見積原価が、当該履行義務の帳簿価額を超える場合とされ、履行義務の再測定は履行義務を充足するための見積原価で行う。

ショート・コメント

当該論点整理に対するコメントの期限は11月9日までとなっております。

3. 先週の特別損益等IR（9月7日～9月11日）

（1）日本アジアグループ株式会社（証券コード3751、東証マザーズ）：のれんの一時償却【9月9日】

日本アジアグループ株式会社はコンピューターシステム開発事業を行う連結子会社の株式会社エーティエルシステムズの経営成績が当初の事業計画と大きな乖離が発生していることから、当該連結子会社に係るのれんの評価を見直し、のれんの一時償却額768百万円を特別損失として計上することとしております。

なお、当該発表に伴い株価は発表日終値9,310円から発表日翌日終値9,000円と310円下落しております。

（2）株式会社ウエスコ（証券コード9648、大証二部）：固定資産減損損失の計上【9月8日】

株式会社ウエスコは「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、将来キャッシュフロー、回収可能価額の検討を行った結果、連結子会社の固定資産減損損失5億5百万円、自社の事業土地の減損損失4億83百万円を特別損失として計上することとしました。

当該減損損失については、9月14日に公表された2009年7月期の決算短信の注記にも記載がなされております。

なお、当該発表に伴い株価は発表日終値127円から発表日翌日終値127円と変化はありませんでした。

（3）株式会社CSKホールディングス（証券コード9737、東証一部）：株式譲渡損失・事業整理費用の計上【9月8日】

株式会社CSKホールディングスは不動産証券化事業からの撤退を行うため、連結子会社であるCSKファイナンスの株式及び同社に対する貸付債権を、ACAプロパティーズ投資事業有限責任組合へ売却し、約550億円の特別損失を計上する見込みです。当該金額には金融サービス事業の営業費用121億円も含まれております。当該損失計上に伴い、約300億円の債務超過になる見込みですが、これに合わせて優先株式460億円分の発行（うち、300億円はデット・エクイティ・スワップ分）により、資本増強を図る予定となっております。

なお、当該発表に伴い株価は発表日終値 419 円から発表日翌日終値 387 円と 32 円下落しております。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社 ES リサーチ 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / t-hashimoto@esnet.co.jp